令和 4年 5月 30日

三重県知事 あて

医療法人住所三重県四日市市八田1丁目14番27号医療法人の名称医療法人道しるべ理事長原和弘電話059(333)0340

決 算 届

令和 3年 4月 1日から令和 4年 3月 31日までの決算を終了したので、医療法 第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1. 事業報告書
- 2. 財産目録
- 3. 貸借対照表
- 4. 損益計算書
- 5. 監事の監査報告書

[備考]

提出に当たっては、正本、副本(各1部)を提出してください。(医療法施行規則第33 条の2第1項)



〔別紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

- 1 医療法人の概要
 - (1) 名 称 医療法人道しるべ
 - ① □ 財団 社団 (■ 出資持分なし □ 出資持分あり)
 - ② □ 社会医療法人 □ 特別医療法人 □ 特定医療法人
 - □ 出資額限度法人 その他
 - ③ 基金制度採用 □ 基金制度不採用
 - 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄 の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
 - (2)事務所の所在地 三重県四日市市八田1丁目14番27号
 注)複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載 すること。
 - (3) 設立認可年月日 平成 23 年 3 月 18 日
 - (4) 設立登記年月日 平成 23 年 4 月 5 日
 - (5) 役員及び評議員

	氏 名	備	考
理事長	原和弘	四日市道しるべ 管理者	
理事	三輪真幹		
同	太田 昇		
同			
同			
監事	林秀樹		

- 注)1.「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」 以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 - 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療 法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載する こと。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項 参照)

- 2 事業の概要
 - (1)本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定 管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開	設	場	所	許可病床数	(
病院						一般病床	床
						療養病床	床
						[医療保険	床]
						[介護保険	床]
						精神病床	床
						感染症病床	床
						結核病床	床
診療所	四日市道しるべ	三重県四	日市市	八田1	丁目14	一般病床	床
		番27号				療養病床	床
						[医療保険	床]
						[介護保険	床]
介護老人						入所定員	名
保健施設						通所定員	名
介護医療						入所定員	名
院						通所定員	名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の それぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3.介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載 すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実	施	場	所	備	考

注)地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に

【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことが

できる業務)

種	類	実	施	場	所	備	考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
 - 令和 3年 5月 21日 令和2年度決算の決定
 - 令和 4年 3月 24日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
- 注)(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病 院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法 人は記載しなくても差し支えないこと。
 - (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債 なし。
 - (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債 なし。
 - (7) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設 なし。
 - (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容なし。
 - (9) その他
 - なし。

様式2

法人名					んろべ						 ※医療法	人整理番号		
所在地	1	<u>三</u> 重	<u>[県</u> 匹	日市	<u>前市八田1</u>	丁目:	14番	<u>27号</u>						
						財	(令和	産 4年	3月	目 31日現在				
					1. 資		産	額			103,	263 千円		
					2.負		債	額				531 千円		
					3.純	資	産	額			94,	732 千円		
(内	郬	3)										(1	单位	: 千円)
					X				分		 	金	:	額
А	流	動	資	産										96, 232
В	固	定	資	産										7, 031
С	資	産	合	計						(A+B)				103, 263
D	負	債	合	計										8, 531
E	純	ير ا	Kat	産						(C-D)				94, 732

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、	該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 一 2

<u> 法人名</u>	医療法人道しるべ	※医療法人整理番号		Τ
所在地	三重県四日市市八田1丁目14番27号			

貸 借 対 照 表 (令和 4年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資産の	> 部	負債の	部
科目	金額	科目	金額
I 流 動 資 産	96, 232	I 流 動 負 債	8, 531
Ⅱ固定資産	7, 031	Ⅱ固定負債	
1 有 形 固 定 資 産	5, 231	(うち保有医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産		負債合計	8, 531
3 そ の 他 の 資 産	1,800	純資産の	の 部
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I基金	
		Ⅱ 積 立 金	94, 732
		(うち代替基金)	10, 150
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		純資産合計	94, 732
資産合計	103, 263	負債・純資産合計	103, 263

(注)経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を 削除すること。

様式4-2

法人名	医療法人道しるべ						※医療法人整理番号
所在地	三重県四日市市八田1	丁目14	4番27-	号			
		損	益	計	算	書	

 頂
 益
 計
 鼻
 書

 (自
 令和
 3年
 4月
 1日
 至
 令和
 4年
 3月
 31日)

(単位:千円)

科	目		金额
I 事 業 損 益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			61, 780
2 事 業 費 用			60, 783
本 来 業 務 事 業 利	间益		997
B 附帯業務事業損益			
1 事 業 収 益			
2 事 業 費 用			
附帯業務事業和	间益		
	事業	利益	997
□事業外収益			353
Ⅲ 事業外費用			
	経 常	利益	1, 350
Ⅳ 特 別 利 益			51
Ⅴ 特 別 損 失			
税引前	当期 純	利益	1, 401
法人	税	等	322
当期。	純 利	益	1, 079

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

D593

様式6

監事監查報告書

医療法人道しるべ 理事長 原 和弘 殿

私(注1)は、医療法人道しるべの令和3会計年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで) の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、 重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告 を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、 貸借対照表及び損益計算書(注2)の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認め ます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと 認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は 認められません。

令和 4年 5月 20日

医療法人道しるべ 監事 林 秀樹

- (注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。
- (注2)関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。